

平成29年度自転車のまちつくば推進委員会について

1 平成28年度自転車のまちつくば推進委員会設置要項からの改正部分

第6条（庶務）

機構改革に伴い、企画部総合交通政策課から都市計画部総合交通政策課に変更をする。

2 平成29年度自転車のまちつくば推進委員会の委員について

設置要項第3条において、委員会の構成を定めているが、自転車利用者の声を広く集めるため、本分類に属する委員を公募で募集する予定である。

（構成）

第3条 委員会は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 自転車利用者
- (4) 自転車関連団体
- (5) 行政機関